

## 令和5年度 第1回 生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会

日 時：令和5（2023）年10月27日（金）13:30～15:30

場 所：オンライン会議

検討委員：

安部 哲人	日本大学 生物資源科学部 教授
○石井 実	大阪府立大学 名誉教授 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事 事長
石橋 徹	いのかしら公園動物病院 院長
岩崎 敬二	奈良大学文学部地理学科 教授
小林 達明	千葉大学大学院園芸学研究院 教授
川上 和人	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 野生動物研究領域 鳥獣生態研究室 室長
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員
西田 智子	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 総括執行役 兼 西日本農業研究センター所長
細谷 和海	近畿大学 名誉教授
亘 悠哉	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 野生動物研究領域 鳥獣生態研究室 主任研究員

（※ 五十音順、敬称略、○は座長）

### 【議事概要】

（1）生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会の設置について

#### ＜資料説明＞

資料 1-1 生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会の設置について

資料 1-2 生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会開催要項(案)

- ・ 検討会の設置について、一同異議なし。
- ・ 検討会の座長に石井委員が選出された。

#### ＜意見等＞

- ・ 想定する検討内容及びスケジュールについて、その他無脊椎動物を検討するに当たり事務局案はいつごろ提示されるのか。（岩崎委員）
- 現段階で明確には言えないが、十分な確認をいただけるように早期に案を提

示できるように努める。(環境省)

- ・ワーキンググループを魚類と植物で実施するとのことだが、そのほかの分類群については各委員がそれぞれの分類群の担当となり、責任を持って検討するという認識でよいか。その場合、担当者を明確にした方が良いと考える。分類群によっては担当者の抜けが生じる可能性が危惧される。(亘委員)

→その認識で問題ない。担当を明確化するようにする。担当以外の分類群においても見識がある場合にはご意見をいただきたい。(環境省)

- ・「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の個別目標である「侵略的外来種の導入率及び定着率を2030年までに50%以上削減する」という数値目標について、具体的にどうするかがわかりにくい。外来種被害防止行動計画で具体案が出るという認識で良いか。(西田委員)

→認識の通りで問題ない。50%の定義については、行動計画の検討会で検討するため、リスト検討会においては、50%の目標を見据えつつリストのカテゴリ区分について議論いただきたい(環境省)

- ・50%削減の指標について、何を以て達成できているのかは計画がなければ議論できないと考える。どのような取組が何年行われて、どれくらいの費用がかかったのか、成果が現れたのか、といった達成率のようなものを明確にしなければならぬ。(石橋委員)

→具体的な行動につながる定量評価や達成度の度合いを考えることは重要と考えるため、検討していきたい。(環境省)

## (2) 生態系被害防止外来種リストの見直しの方向性について

### <資料説明>

#### 資料2-1 現行リストの概要

#### 資料2-2 リストの見直しに係る作業方針について(案)

### <意見等>

#### ○リスト掲載種について

- ・現行のリストでは細菌や寄生虫、ウイルス等を含まないとしているが、今回もこれらに含まれている外来種は対象外という扱いのままなのか。扁形動物の寄生虫(外来種)が水産業に大きな被害を与えており、目に見えて同定できない生物についても加えるべきではないかと考える。(岩崎委員)

→現行リストを作成する際には検討の対象としていたが、感染症法等他法令によって規定されている種についてはリスト掲載対象種にならなかったという背景がある。今回も検討対象種として挙げることは可能であるが、他法令によって規定されている種についてはリストには掲載しない想定である。(環境省)

- ・リスト掲載種の法的な位置付けについてはある程度明確にする必要があると考える。駆除の現場で特に影響があり、この部分をあやふやにすると動物愛護管理法や鳥獣保護管理法、文化財保護法等と干渉し、防除の活動に支障をきたす可能性がある。そのため、これらの法律からは分離し、別枠の「防除すべき生き物」であることを決めていただきたい。支障をきたした例として、農家がアライグマを殺処分する場合においては、世間の目や手続きの煩雑さによりスムーズな行動ができていない状態である。オオサンショウウオなどの場合は、調査する場合において多くの手間を要すると想定される。(石橋委員)
- 外来生物法に基づく防除ができるのは特定外来生物だけである一方で、本リストの趣旨、位置付けは、それぞれの法目的上でいろいろな規制がある中、法制度における防除の仕組みを使いながら総合的に対策を進めていくというものであるため、掲載種すべてを防除すべきとする法的根拠の明確化を定めることは難しい。しかし、防除を円滑に進めることが重要と理解しているため、行動計画を検討する際には重要な観点として検討していきたい。(環境省)
- 「リストに掲載された種は、わが国では存在してはならない生物である」という観点だけの議論については違和感がある。植物においては農業的・専門的に活用している種もあり、いかに適切に利用していくかという観点も含んでいる。今後はリストをいかに活用していくのが重要になっていくため、活用方法に関する記載は必要である。特に、各生物の防除方法に関する記載があると良いと考える。植物に関してはワーキンググループ内でも、防除目標の考え方も整理するなど検討したい。(小林委員)
- ・産業管理外来種について、産業利用において管理されていれば問題ないとされているが、ごく一部が産業利用されており、ほとんどは無秩序に分布拡大しているような種も含まれているため、実態に合っていない。この部分についても種の選定について検討しなければならない。(中井委員)
- ・今回検討したがリストに非掲載となる種については、公開するのか。公開しない予定であるのならば、非掲載となった理由を提示するとともに公開すべきである。(川上委員)
- 現行のリストでは、検討したが非掲載となった種は公開していないが、今後公開するかどうかを検討したい。(環境省)
- ・植物において、侵入・定着していないものの基準を定めてリストアップすることはかなり難しいと考えている。検討するに当たっては、ワーキンググループの中で根拠を整理し議論していくものと認識した。(安部委員)
- 国内に侵入していない種については、国際機関が作成しているリストを基に検討していくものと考えている。(環境省)

## ○リストカテゴリの考え方について

- ・リストカテゴリの名称について、「その他の定着予防外来種」や「その他の総合対策外来種」のように「その他の」と付いているものがあるが、これらの記述は廃止した方が良く考える。明確に「定着予防外来種」、「総合対策外来種」とし、大きなくくりは「未定着種（侵入予防外来種、定着予防外来種）」と「定着種（緊急対策外来種、重点対策外来種、総合対策外来種）」にすべきである。

（岩崎委員）

→現行のリストとの連続性の確保は優先したいため、評価基準のカテゴリ区分や考え方を変更すべきではないと考えているが、名称については分かりやすさを優先して柔軟に変更していきたい。現段階では変更すると明言できないが、前向きに検討したい。（環境省）

- ・カテゴリの定義において、「緊急対策外来種」、「重点対策外来種」とあるが、これらの違いは本来であれば防除手法が確立されているかの有無によって判断されるはずが、「緊急対策外来種」の方により深刻な被害をもたらす種が判定されている傾向にある。このようなカテゴリ名称のもつ階層性と防除の考え方に基づくカテゴリ定義の不一致を解消する必要があるであろう。同様の事例が「侵入予防外来種」と「定着予防外来種」においても生じている。名称の変更によって解消できるものもあるが、「緊急対策外来種」と「重点対策外来種」については、カテゴリ定義の条件見直し、カテゴリ評価の結果の見直しが重要な課題である。（中井委員）

→名称と定義、対策の不一致は確かに問題があると考え。「緊急対策外来種」と「重点対策外来種」の対策はいずれも重要と考えているため、今後対策方法を的確に示す名称などにして、無意識の重要度ランク分けが起こらないように検討したい。（環境省）

- ・カテゴリについて、定着の考え方に難点がある。国のレベルで考えれば定着だが、都道府県レベルでは未定着の地域もあり、全国共通で定着、未定着を検討すべきではない。対策を行う自治体の状況に応じた定着状況のカテゴリを設け、早期対策を促進できるようなものを検討すべき。（亘委員、川上委員）

→国としてのリストカテゴリのフレームワークについては継続性を確保したいと考えている。一方で、地域ごとのきめ細かな対策の目標設定等については重要と考えているため、行動計画においてそれに関する国としての考え方を示す等の検討を考える。未定着について対策されないことにならないよう、カテゴリの枠組みは維持したまま、カテゴリの名称とそれに対する行動計画を見直したいと考えている。（環境省）

→カテゴリについては、今の枠組みでこのリストを使用してきた上で、良かった点や悪かった点の具体例を挙げて議論してはいかかが。また、生物は地域によ

って取扱い（定着の有無や進入状況）がかなり変わってくるため、今回作成するリストを関係のある自治体がどのように使えばよいのかなどの具体例の提示があるとよい。（西田委員）

→リストの活用や使用上の気づきの事例等の情報収集について、どこまで具体例があるか分からないが、可能な範囲で検討したい。地域ごとの詳細な定着の判定等の使用方法については行動計画の方で明記し、各地方公共団体に地域ごとのリスト作成検討を促すことを考えている。（環境省）

## ○その他

- ・本リストの名称について、正式名称が非常に長いため、「ブラックリスト」や「ブルーリスト」などの周知しやすい簡易的な名称を設けた方がよい。（石井委員）

→検討したい。提案がある場合は事務局へ連絡いただきたい。（環境省）

- ・リストを更新するに当たり、現行のリストに挙がっている種は基本的に野生動物種に限られているが、人工交雑種のリストにおける取扱いはどうなるのか。サンシャインバスのように人為的に交雑して作られた種は特定外来生物であっても本リストから外されている。また、園芸植物やヒメダカのような人工的な種は野生環境において問題となっている。遺伝的かく乱を考慮すると、人工改良品種の視点でのリストがあっても良いと考える。（細谷委員）

→特定外来生物に指定しているものについては全て載せる予定であるため、当該の人工交雑種についてもリストに入れる想定である。また、園芸種やヒメダカのような品種についても俎上に挙げ検討することができるため、始めから排除する必要はないと考える。俎上に挙げた方がよい種については、ご提示いただきたい。形式としては別途リストを作成することは想定しておらず、検討して掲載すべきとなった場合には、現状のリストに組み込んでいく想定である。（環境省）

→作成するリストは一つだとして、その中で「人工交雑種」というジャンルの情報を新たに付与する可能性もあるかについては、走りながら考えるということだと思われる。（石井座長）

- ・資料2-2の1)について、候補種リストの作成は事務局による作業としているが、その情報提供源はワーキンググループと考えて良いのか。情報の発信源を明確にしていきたい。（細谷委員）

→事務局でも検討するが、検討委員から提案いただくことも重要と考えているため、俎上に挙げるべきと考えられる種がいる場合はご提案いただくことも想定している。（環境省）

- ・先日、IPBESにおいて外来生物に関するレポートが提出されており、侵略的外

来種の定義等に変更が生じている可能性があるため、点検が必要である。(西田委員)

→IPBES に関しては確認する。(環境省)

- 外来種の侵入確認状況をどのような形で専門家から速やかかつ確実に集めるのかが課題であるため、その方法を今後検討する必要がある。(中井委員)
- 今回のリスト見直しには、前回から8年間のブランクがある。この期間に新たな外来種が多く出現し、特定外来生物の指定も行われたが、その結果を反映した更新ができていない状態が続いてしまった。今後は柔軟に更新ができるような体制作りについても検討すべきである。(中井委員)
- 今後のスケジュールについて、今年度中に魚類ワーキンググループの開催を考えていたが、リストの見直しの方向性に関する意見が多かったため、スケジュールの組み直しを検討する。(環境省)

以上